

山梨県公報

第二千三百九十二号

平成二十六年

二月二十日

木曜日

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○保安林の指定の予定(三件) | 九三 |
| ○道路の区域変更(五件) | 九四 |
| ○道路の供用開始(三件) | 九五 |
| ○シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出 | 九六 |
| ○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について | 九六 |
| ○開発行為に関する工事の完了について | 九七 |

告示

山梨県告示第五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横内 正明

- 保安林の所在場所
南巨摩郡南部町万沢字宮下一一九八五の一、字楠ヶ沢二二八五の一
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮下一一九八五の一・字楠ヶ沢二二八五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横内 正明

- 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町久成字畑下見石三四一九
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字畑下見石三四一九(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横内 正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四九六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保山四九六(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

| 区 間 | | 旧新の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------------------|---------------------------|------|-----------------|--------------|
| 南巨摩郡身延町中ノ倉字登ボシ一六五九番の一地先から | 南巨摩郡身延町中ノ倉字登ボシ一六一八番の二地先まで | 旧 | 九・二 四八・〇 | 六一・〇 |
| 新 | 一一・二 | | | 六一・〇 |

四八・〇

山梨県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

| 区 間 | | 旧新の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------------|---------------------|------|-----------------|--------------|
| 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から | 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで | 旧 | 七・〇 五〇・〇 | 一一八三・〇 |
| 新 | 七・〇 五〇・〇 | | 五・〇 八・〇 | 一五五〇・〇 |

山梨県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道

二 路 線 名 南アルプス公園線
三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|------|-----|-----------------|---------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで | 七・〇 | 七・〇 | 五〇・〇 | 一一八三・〇 |
| | 六・五 | 七・〇 | | 一一二〇・〇 |
| 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで | 七・〇 | 七・〇 | 五〇・〇 | 一一八三・〇 |

山梨県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|------|------|-----------------|---------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 西八代郡市川三郷町鴨狩津向字中三沢二六番の一地先から 西八代郡市川三郷町鴨狩津向字中三沢一一番の一地先まで | 八・三 | 八・三 | 八・五 | 四六・八 |
| | 八・三 | 一五・六 | | 四六・八 |

山梨県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 南アルプス甲斐自転車道線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|------|-----|-----------------|---------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 南アルプス市東南湖一七〇七番地先から 南アルプス市東南湖三八三七番の一地先まで | 二・〇 | 二・〇 | 六・〇 | 四九一・七 |
| | 二・〇 | 二・〇 | 六・〇 | 五一〇・〇 |

山梨県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始の 期 日 |
|-------|-------|----------------|---------------|--------------|
| 県道 | 甲府韮崎線 | 甲府市東光寺町三丁目一九五一 | 八一・四 | 平成二十六 |

番の三地先から
甲府市東光寺町三丁目一九五一
番の一地先まで
年二月二十
日

山梨県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横内 正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長（メートル） | 供用開始の日 |
|-------|----------------------|--|----------|---------------------|
| 県道 | 南アルプス 甲斐自転車 道線 | 南アルプス市東南湖一七〇七番 地先から 南アルプス市東南湖三八三七番 の一地先まで | 五二〇・〇 | 平成二十六年 二月二十 日 |

山梨県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年三月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横内 正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長（メートル） | 供用開始の日 |
|-------|-------------|---|----------|---------------------|
| 県道 | 甲府市川三 郷線 | 甲府市中央四丁目六二番の一地 先から 甲府市中央四丁目一四〇番の一 | 一〇九・〇 | 平成二十六年 二月二十 日 |

公 告

地先まで

● シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出
 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第四項の規定により、シルバー人材センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横内 正明

一 シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地

| 名 称 | 区分 | | 住 所 | 事務所の所在地 |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 公益社団法人甲府市シルバー人材センター | 山梨県甲府市幸町十五番六号 | 山梨県甲府市幸町十四番六号 | 山梨県甲府市幸町十五番六号 | 山梨県甲府市幸町十四番六号 |
| | 山梨県甲府市幸町十五番六号 | 山梨県甲府市幸町十四番六号 | | |

二 変更の年月日

平成二十六年一月二十七日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 韮崎市旭町上條南割字二階屋五〇〇の一、五〇〇の二、五〇〇の三、五〇〇の四、五〇〇の五、五〇〇の六、五〇〇の七、五〇一の一、五〇一の二、五一四、五一五、五一六、五一七、五二三の一、五二三の二、五二四の一、五二四の二、五八四の一、五八四の二、五八四の四、五八四の五、五八四の六、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 道路 水路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都福生市牛浜七十六番地 清水工業株式会社 代表取締役 清水 研司

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市大泉町西井出古林八六五及び八六五六の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北杜市大泉町西井出八千五百六十五番地 J M エナジー株式会社 代表取締役社長

小林 英一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番